

熱海市被災宅地復旧事業補助金について

熱海市被災宅地復旧事業補助金交付要綱の期限の再延長について

現在、令和8年度末の道路暫定整備完了に向け事業を進めている状況であり、「宅地と道路の高低差が不明であるため宅地復旧工事に着手できない」状態が令和8年度末まで継続する見込みのため、熱海市被災宅地復旧事業補助金について、申請期限を1年延長するもの。

宅地復旧補助金申請期限

令和8年9月28日



令和9年9月28日

熱海市被災宅地復旧事業補助金の概要

- 対象 象:令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害によって被害を受けた宅地
- 対象となる工事:擁壁の復旧工事、地盤の復旧工事、のり面の復旧工事
※熱海市の行う道路事業と接する宅地に関しては当該道路への対応工事を含みます。
- 補助金額:上限額を1,000万円とし、補助対象工事に要した費用もしくは、補助対象工事に要する費用として市が算出した費用の、いずれか少ない金額の90%

